

2014年(平成26年)5月13日

株式会社神戸新聞社
代表取締役社長 高士 薫 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 山崎 省吾

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11
兵庫県母子会館2階C

TEL : 078-361-7201 FAX : 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

[連絡先] 圓山茂夫(明治学院大学法学部)

TEL : 03-5421-5209

質 問 書

貴社からの平成26年4月9日付けの回答書を拝受しました。当法人からの平成26年3月10日付け申入書に対してご対応いただきましたことについて、御礼申し上げます。

さて、貴社の上記回答書によれば、第1点として、当法人が是正を求めた購読契約書には、違法・不当な点はないと思料されているとのこと。第2点として、今後とも不断に検証を続けられるとのこと。

しかし、これらの点について、疑問に感じられる点がございまして、下記のとおり、貴社のご見解をおうかがいいたく、ご質問いたします。ご回答は、本書面の到達後1カ月以内をめぐり、文書にていただくようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本書面に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

1. 貴社が、購読契約書について、違法・不当な点はないと思料していると回答された点について、ご質問いたします。

(1) クーリング・オフの告知の部分について

貴社の「神戸新聞購読申込・契約書」の「クーリング・オフのお知らせ」欄には、クーリング・オフの効果について、次のとおり記載されています。

この場合、①損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。②既に配達された新聞の引取りに要する費用の支払い義務はありません。③既に代金の一部又は全額を支払っている場合は、速やかにその全額を返還します。

この箇所について、当法人は、貴社のクーリング・オフの告知に、配達された新聞を読んだ利益の支払いを請求しない旨が欠落している点は、特定商取引法第5条第1項を受けた施行規則第6条第1項第1号への記載義務事項の不記載にあたり、クーリング・オフ制度の内容のうち、同法第9条第5号の内容が正確に告知されたことにならないと考えておりますが、貴社が、上記の規定に反していないと考えておられる理由についてご説明ください。

(2) 月の途中で中途解約清算の部分について

貴社の「神戸新聞購読申込・契約書」の（契約の終了、購読の中止、中途解約について）の欄には、月の途中で解約した場合の清算について、次のとおり記載されています。

月の途中において購読の開始又は終了もしくは中止の時は、当該月の購読料は月額購読料を日割り計算します。

日割り計算方式は、月額購読料の範囲内で、実際の購読日数に1部売り単価を乗じた額。「計算式：実配日数×1部売り単価＝請求金額（ただし月額購読料を超えない）」

この箇所について、当法人は、特定商取引法第10条第1項の上限を超える可能性が高い、と考えておりますが、貴社が問題ないと考えておられる理由について、お教えください。

2. 貴社が、今後とも、読者各位にご理解いただきやすい契約とすべく、不断に検証を続けると回答された点についてご質問いたします。

当法人は、現行の購読契約書の内容が長期間存続することは適切ではないと考えておりますが、貴社が、今後、検証、検討を行われる日程のめどをご回答ください。